

市会案第 4 号

虚偽の陳述に対する告発について

上記の議案を別紙のとおり鯖江市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出する。

令和 5 年 4 月 27 日提出

提出者	鯖江市議会議員	丹尾	廣樹
賛成者	同 上	菅原	義信
	同 上	木村	愛子
	同 上	奥村	義則

提案理由

地方自治法第 100 条第 1 項の規定に基づく権限を付与された鯖江市議会 100 条調査特別委員会で実施した証人尋問において、玉邑 哲雄 氏の証言に虚偽が認められたことから、同条第 9 項の規定に基づき、福井地方検察庁に告発するものである。

## 虚偽の陳述に対する告発について

地方自治法第 100 条第 9 項の規定により、次のように告発する。

### 1 告発人及び被告発人

#### (1) 告発人

鯖江市議会議長 石川 修

#### (2) 被告発人

玉邑 哲雄

### 2 告発の趣旨

被告発人の下記の告発の事実は、地方自治法第 100 条第 7 項に該当すると認められるので、同条第 9 項の規定により告発する。

### 3 告発の事実

本市議会は、令和 4 年 9 月 22 日第 436 回鯖江市議会定例会において、「新ごみ焼却施設等整備・運営事業における疑義の調査に関する動議」に基づき設置された「鯖江市議会 100 条調査特別委員会」に地方自治法第 100 条第 1 項に基づく権限を委任し、本件調査のため、同項の規定により、被告発人を関係人として、令和 4 年 12 月 15 日に証人尋問を行った。被告発人は、同条 2 項において準用する民事訴訟法に関する法令の規定により宣誓した上で、まず、主尋問で、「今年の 1 月頃に玉邑市議会議員の呼び掛けで佐々木市長と清水組が話し合いの場を持ったのは事実ですか」の問いに一旦は「事実無根」と証言し、さらに、「要請があったならやるということはありませんよ」と言い直したため、主尋問で、「要請というのは、業者側ということか、それとも市長側ということか」と聞き返したところ、被告発人は「それは聞いて

くださいよ、私はそんだけ言っているんですから、清水組というなら、清水組に聞いてください」と証言し、さも清水組からの要請が先にあったかのような陳述を続けている。

しかしながら、令和4年12月20日の主尋問で、清水組会長は「市長選後の市内「料理屋」での面談の呼び掛けは誰からあったのか」の問いに、「玉邑議員から呼び掛けを受けた」と証言し、同じく令和5年1月13日の主尋問で佐々木鯖江市長も、同様に「玉邑議員から伝えられた」との証言があった。これらの証言から、明らかに被告発人が呼び掛けの張本人であるにもかかわらず、「要請を受けてご挨拶したいということで会ったかな」と敢えて企業名を伏せた証言をしている。

ところが、令和5年2月28日の清水組会長の再喚問時、奥村委員の尋問で、「市内「料理屋」に2時間もおられ、別のお話はどんなのがありましたか」の問いに、清水組会長は、市長と被告発人との面談時の心境について「僕も一応、田村さんを応援してたで、恥ずかしい話、1回目は断ったんです。2回目は、何か自分のことというんじゃないけど、少し恥ずかしかったですわね、会うのは、嫌かったです。で、会ったときに謝ったんです。恥ずかしいけど、わるかったと。悪かったって言うたんかな、そうやの。何で僕が会わなあかんのかな、そんな感じ。少し僕は苦しかったんやね」と証言していることから、被告発人による強引な呼びかけに、清水組会長はいやいや応じた事実が明らかに伺える。この証言から被告発人の偽証は明らかである。

次に、他市町の組合議員への多数派工作事案について、被告発人は、自分たちが池田町に行ったこと理由に、令和4年9月9日の定例議会の関連質問で、「石川議長が池田町の組合議員のところに行ったから自分たちも行った」と虚偽の陳述を行っている。同行した組合職員は、令和4年8月12日に池田町の組合議員に15日に伺うことを告げており、「8月15日当時、石川議長が行っていたことは知らなかった」と証言している。しかし、被告発人の9月9日の発言内容には、事

実があった後の8月24日に池田町の岩崎議員が話題にした内容を、そのまま言い訳に使ったことで、食い違いが生じている。この虚偽内容については、令和5年1月23日の主尋問で、同じ会派の福原議員に確認の質問をし「玉邑議員は、石川議長が池田町の組合議員のところに行ったから、自分たちも行ったと証言した、この通りで間違いないか」と尋ねたところ、「私が聞いたのは、その後だと思います」と偽証を認める証言をしている。つまり、議長が行ったから自分たちも行ったとの発言は虚偽の発言と言える。

よって、本委員会での被告発人の当該証言部分2件については、地方自治法第100条第9項の規定により虚偽の陳述として、告発を行うものである。